

放課後児童クラブ代表者 各位

津山市こども保健部長

**新型コロナウイルス陽性判明後の放課後児童クラブの対応について
「津山市ガイドライン（児童クラブ用）」**

児童クラブ内で陽性者が確認された際の臨時閉所の基準について、下記のとおり改訂します。

記

- 1 学校及び児童クラブで陽性者等が確認された場合【変更】
 - (1) 児童クラブ利用児童等に感染が判明、または濃厚接触者に特定された場合
保健所（自宅療養サポートセンター）から自宅待機を要請されている期間（濃厚接触者の場合は5日間）の利用停止措置をとる。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る。）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能とする。濃厚接触者となった児童の自宅待機期間も同様とする。
 - (2) 利用対象としている小学校の児童及び教職員の感染が判明した場合
学級閉鎖期間中は、対象学級の児童については、児童クラブ利用停止の措置をとる。
- 2 臨時閉所の要否・期間・対象の決定【現行どおり】

発症日（無症状の場合は検体採取日）から遡及して4日以内（1）に児童クラブを利用した陽性者が、クラス内で1割以上、または児童クラブ全体で5名以上確認され、陽性者その他の児童が接触していない期間（隔離期間）が4日未満の場合は、子育て推進課と協議し、隔離期間が4日以上となるように、臨時閉所等の要否、期間（2）対象を決定する。

ただし、クラス間で児童・職員の流動がない場合（3）については、「児童クラブ全体で5名以上」の基準は適用せず、クラス内で1割以上の陽性者が確認された場合について、クラス毎に判断を行うことも可能とする。

 - 1 陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として前日から4日間。
 - 2 陽性者の最終利用日（最終勤務日）を0日目として翌日から4日間を上限とする。
 - 3 クラス間で児童等が接触・交流しないよう、パーテーション等で空間や動線を仕切る等の対応を行っている場合等。
- 3 小学校との連携について【現行どおり】

児童クラブ内で陽性者が確認された場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮を行ったうえで、登録児童の利用状況や閉所期間等の情報提供を行うなど、緊密に連携をとること。
- 4 その他【現行どおり】
 - (1) 児童クラブ閉所期間中に児童が発熱、咽頭痛等の何らかの症状を呈した場合は、医療機関に事前連絡のうえ、受診すること。その際、身近に陽性者が発生していることを伝えること。
 - (2) 小学校で学級閉鎖中の「きょうだい」がいても、本人に風邪等の症状がなければ、児童クラブの利用は可能とする。